

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025 年 9 月 17 日開催 全国地方銀行協会／

2025 年 9 月 18 日開催 第二地方銀行協会]

1. 7～9月に発生した災害等に対する金融上の措置について

- 令和7年台風第8号に伴う災害、令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる災害、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害、令和7年8月20日からの大雨にかかる災害、令和7年台風第12号に伴う災害、令和7年9月2日からの大雨に係る災害及び令和7年台風第15号等に伴う災害及び令和7年9月12日からの大雨に伴う災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 各災害等に関し、沖縄県、岩手県、北海道、青森県、宮城県、福島県、静岡県、三重県、石川県、鹿児島県、山口県、熊本県、熊本県及び秋田県内に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局等より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
○令和7年台風第8号			
沖縄県	7月27日(7月28日)	沖縄総合事務局	7月28日
○令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波			
岩手県	7月30日(7月30日)	東北財務局	7月30日
北海道	7月30日(7月30日)	北海道財務局	7月31日
青森県	7月30日(7月30日)	東北財務局	7月31日
宮城県	7月30日(7月30日)	東北財務局	7月31日
福島県	7月30日(7月30日)	東北財務局	7月31日
静岡県	7月30日(7月30日)	東海財務局	7月31日

三重県	7月30日（7月30日）	東海財務局	7月31日
○令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨			
石川県	8月7日（8月7日）	北陸財務局	8月8日
鹿児島県	8月7日（8月8日）	九州財務局	8月8日
山口県	8月10日（8月10日）	中国財務局	8月12日
熊本県	8月10日（8月11日）	九州財務局	8月12日
福岡県	8月10日（9月8日）	福岡財務支局	9月9日
○令和7年8月20日からの大雨			
秋田県	8月20日（8月20日）	東北財務局	8月21日
○令和7年台風第12号			
鹿児島県	8月21日（8月28日）	九州財務局	8月29日
○令和7年9月2日からの大雨			
秋田県	9月2日（9月2日）	東北財務局	9月3日
○令和7年台風第15号等			
静岡県	9月5日（9月5日）	東海財務局	9月5日
○令和7年9月12日からの大雨			
三重県	9月12日（9月13日）	東海財務局	9月16日

注：内閣府公表日順

2. 2025 事務年度の金融行政方針、監督・検査の方針について

- 2025 事務年度の金融行政の基本的な方針を示した「金融行政方針」を 2025 年 8 月 29 日に公表した。
- 本方針に掲げた内容を含め、2025 事務年度の地域銀行に対する監督・検査の方針等について、3 点御説明する。

（1. 監督・検査に係る体制の見直し等）

- ・ 2025 事務年度、金融庁は、専門的横断テーマのモニタリングを担当する部局を監督局長の下で総括審議官が指揮することとし、従来の監督各課と横断モニタリング部局を、より一体的・効果的に運用する体制とした。
- ・ また、2025 事務年度は、金融庁に新たに、「地域金融モニタリング参事官」「協同組織金融モニタリング室」を設置した。

- ・ 「地域金融モニタリング参事官」は、従来からの「地域銀行モニタリング室」と新設の「協同組織金融モニタリング室」を傘下に置き、金融庁・財務局における地域銀行、協同組織金融機関に対するモニタリングを総括して、モニタリングの内容・方法・担当などについて各金融機関との総合調整を行う。
- ・ こうした体制の下で、金融機関毎のリスクプロファイルに基づき、対応すべき課題に優先順位を付け、より実効性のある監督・検査を計画的に実施していく。また、多数の金融機関が共通して直面しているリスクや課題に関しては、金融庁より、これまで同様、金融機関の対応がより円滑なものとなるよう、様々な発信をすることになるが、その位置付けが金融庁として特にお願いしたい要請なのか、一般的な注意喚起なのか、参考にいただければよい情報提供なのかなど、その性格を明確にすることに留意して発信したい。疑問やお気づきのことがあれば、金融庁に御連絡いただきたい。
- ・ なお、各金融機関に対する金融庁の接触の仕方等が、こうした体制の見直しにより、従来から大きく変わるものではなく、引き続き、金融庁・財務局が連携し、監督・検査を行うことになる。

（２．監督・検査の着眼点）

- ・ 地域銀行のモニタリングについては、これまでと同様、それぞれの経営方針や経営環境、経営資源等を踏まえながら、市場リスクや流動性リスク、取引先等の実態把握の状況を含む信用リスクの管理態勢に加え、マネロン等の業態横断テーマも確認していく方針である。
- ・ その上で、2025 事務年度の重点事項としては、各地域銀行において、
 - ✓ 「金利ある世界」への移行が、有価証券運用・貸出・預金等を通じ、財務の健全性や収益にどのような影響を与えるかをしっかりと分析しているか、
 - ✓ それらの分析を踏まえ、A L M管理の高度化や今後の経営戦略をどのように考えているか
 を確認していく。
- ・ なお、繰り返しになるが、こうした地域銀行のモニタリングにおいても、それぞれが取り組むべき課題の優先順位等をより明確にし、実効性のあるも

のとしていく。

(3. 事業者の持続的な成長を促す金融機関の取組の推進)

- ・ 地域金融機関は、積極的な設備投資・デジタル化等による生産性向上や、事業承継による技術・顧客基盤の維持等に取り組む事業者をしっかりと支援することで、地域経済に貢献することが期待される。その役割を十分に発揮するためにも、金融機関自身が、経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルを確立することが重要である。こうした観点を踏まえ、金融庁としては、「地域金融力強化プラン」の策定をはじめ、金融機関の取組を後押ししていくための施策を推進する。
- ・ 各地域銀行に対しては、引き続き、各種ヒアリングや意見交換等を通じて、具体的・積極的な対応状況等についてお伺いする。また、人口動態等が地域金融機関の持続可能性に与える影響についても引き続き個別に検証する。

3. 特定回収困難債権買取制度の活用促進について

- 2011 年 5 月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特定回収困難債権制度」が導入された。
- 制度開始以降、2025 年 6 月末までに、金融機関 101 先から累計 331 件、約 81 億円の債権買い取りを決定しており、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいているものの、近年は活用実績が低調であり、また、未だに活用実績がない金融機関も存在している。
- 各金融機関においては、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めていただくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。

4. 価格転嫁・取引適正化に関する要請について

- 賃上げの原資を確保する価格転嫁・取引適正化を進めるため、2025 年 4 月及び 8 月、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会に対し、要請文を発出した。
- 具体的には、2025 年 5 月に成立した下請法・下請振興法の改正内容に関する周知や、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討などを要請している。

- 価格転嫁を阻害する商慣習の一掃は政府をあげた取組であるところ、本要請の趣旨・内容を十分に把握した上で、経営トップ自らがリーダーシップをもって、価格転嫁・取引適正化の着実な実行に努めていただくようお願いしたい。

5. 「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」の改訂について

- 身寄りのない方が亡くなった際の火葬等の費用に遺留金を充当する場合の取扱いについては、厚生労働省及び法務省が、「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」（以下「手引」という。）において示している。
- こうした中、2024年に厚生労働省が各金融機関に対して実施した遺留金引出しへの対応状況に係るアンケート調査において、地方公共団体が金融機関に提出する遺留金の払戻依頼書について、共通様式を定めることを求める意見が多く寄せられた。
- このため、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会にも御協力いただきながら、払戻の「様式案」を作成し、2025年7月、厚生労働省及び法務省が、当該「様式案」の提示を含む手引の改訂を行った。
- 各金融機関においては、当該「様式案」も活用しながら、引き続き、地方公共団体における身寄りがない方が亡くなった場合の預貯金引出しに係る事務に関し、手引に沿った適切な対応をお願いしたい。

6. インターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の強化に係る要請文について

- 預貯金口座の不正利用等防止に関しては、各金融機関において対策を進めていただいているところだが、特殊詐欺等の金融犯罪被害は足元高止まりしている状況にある。
- 特に、振込を悪用した特殊詐欺等においては、被害額の過半（注）がインターネットバンキングを利用した振込によるものであり、こうした手口へのさらなる対策の強化が急務である。
- こうした状況を踏まえ、2024年8月に警察庁と連名で要請した「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」に

関して、インターネットバンキングの利用申込時及び利用限度額引き上げ時の確認等を追加し、改めて対策の強化を要請した。

- 金融機関においては、要請内容も踏まえ、金融犯罪対策に関して、引き続き主体的・積極的な取組をお願いしたい。

(注) 2025 年上半期のインターネットバンキングを悪用した振込型詐欺の被害額 (暫定値)

- ・ 特殊詐欺：220.2 億円 (振込型全体の被害額 369.8 億円)
- ・ SNS 型投資詐欺：200.1 億円 (振込型全体の被害額 266.4 億円)
- ・ SNS 型ロマンス詐欺：97.3 億円 (振込型全体の被害額 142.1 億円)

7. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 「REVICareer (レビキャリ)」の足元の実績については、2025 年 8 月 14 日時点において大企業人材の登録者数が累計 5,000 人を達成し、マッチング件数も 224 件となっている。登録金融機関数は 194 機関となったところ、地方銀行及び第二地方銀行においては全て登録済みとなり、改めて感謝申し上げる。一般的に下半期は人材市場が活発化するところ、給付金予算もまだ十分にあるので、是非今まで以上のマッチング創出に御尽力いただきたい。
- また、2025 年 9 月 16 日には、経済産業省とも連携し、全国の商工会議所の会頭等が出席する場でレビキャリの周知を行うなど、中堅・中小企業への周知を鋭意進めている。企業からレビキャリ活用の相談があった際は、是非、積極的に相談に乗っていただくなど、御対応いただきたい。

8. 企業価値担保権の実装に向けた取組について

- 企業価値担保権に関して、当面の間、モデルケースの発掘に取り組みたい。
- 例えば、企業価値担保権を活用する上で共通する課題について、具体的な利用案件を念頭に、積極的・先進的な取組を進めようとされる金融機関との間で、検討を進めていく。
- 具体的な利用案件を念頭において取組を進めようとされる金融機関においては、金融庁までお知らせいただきたい。

9. 地域金融機関の IT ガバナンス・共同化に関する実態把握について

- 2025 事務年度の金融行政方針では、地域金融力強化プランにおいて、地域金融機関がその役割を十分に発揮できるための環境整備に取り組む方針を明らかにした。

- 具体的には、金融機関共通の課題について、「共同化」により、費用を抑制しつつ効率的・効果的な対応を可能とすることで、小規模な金融機関でも顧客支援などの地域のための取組に注力できる環境を整備したい。
- 2025 年 8 月、地域金融機関の IT ガバナンス・共同化に関する実態把握を行うことを目的として、一部の銀行にアンケートを発出した。御協力いただきたい。

10. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall 2025）について

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2025 年も 10 月にサイバーセキュリティ演習（DeltaWall（デルタウォール）2025）を実施予定である。
- 参加予定の金融機関においては、IT/サイバーセキュリティ担当部署だけではなく、経営層も積極的に参加していただきたい。また、演習が終わった後は、演習で得られた教訓を活かし、自社のサイバーインシデントマニュアルを改訂するなど、具体的な対応につなげていただきたい。
- 具体的には、経営者が適切な意思決定を行えたか、組織として顧客対応、業務復旧などのコンティンジェンシープランが有効であったかなどを振り返り、できなかったことを可視化し、改善するにはどうすればよいか、体制、業務プロセス、予算、人材を含めて考えていただきたい。

11. 金融行政方針の公表について

- 2025 年 8 月 29 日、2025 事務年度の金融行政方針を公表した。これは、金融庁が各事務年度において、重点的に実施する施策を明確化するものである。
- 2025 事務年度の金融行政方針は、要点を絞った記載としており、この方針に掲げた施策だけでなく、これまで継続的に取り組んできた施策も着実に実施していく。
- 金融行政方針を端緒として、各金融機関と課題認識等を共有し、かみ合ったコミュニケーションに繋げていきたい。金融庁の施策について、御不明な点、御懸念の点、御提言したい点があれば、お気軽にお問合せいただきたい。

12. 令和 8 年度税制改正要望について

- 2025 年 8 月 29 日、令和 8 年度の税制改正要望項目を公表した。
- 主な項目としては、

- ・ 「資産運用立国」の推進に向けた措置として、「NISA 対象商品の拡充を含む制度の充実」「NISAに係る所在地確認手続きの簡素化等」「投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長」、
- ・ 暗号資産・保険に関する措置として、「暗号資産取引に係る課税の見直し」「生命保険料控除制度の拡充の恒久化等」、
- ・ 国際金融センターの実現に向けた措置として、「外国組合員に対する課税の特例の見直し」「クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し」「金融所得課税の一体化」

を要望している。

- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会におかれても、引き続き、御協力をお願いしたい。

13. 公益通報窓口等

- 近年、金融サービスを悪用した詐欺等や、金融機関や金融市場に関わる不祥事や不正が相次ぐ中、2025 事務年度の金融行政方針でも触れたとおり、金融機関や金融市場の公正性・安全性に対する信頼を回復することが重要である。
- 金融庁では、公益通報窓口及び相談窓口を設け、いわゆる内部告発や金融サービスに関する情報を受け付けている。寄せられた情報については、金融機関のモニタリングに役立ててきたところであるが、今後もより一層活用していきたい。
- 他方、金融機関の公正性に対する信頼の回復は、そもそも金融機関自身の主体的取組によるべきものである。各金融機関においては、引き続き顧客本位の業務運営の徹底やそれを前提とした職員教育、職員の士気の維持向上に努めていただきたい。

14. 7 月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議について

- 2025 年 7 月 17 日から 18 日にかけて、南アフリカ共和国（南ア）・ダーバンにおいて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容を御紹介する。
- ・ まず、バーゼルⅢを含む全ての合意された改革と国際的な基準の、一貫性のある、完全で、かつ適時の実施に基づき、脆弱性に対処し、開かれた、

強靱で、かつ安定した金融システムを促進することへのコミットメントが再確認された。

- ・ ノンバンク金融仲介（NBFIs）に関しては、NBFIs データの入手可能性と報告、質、利用、及び情報共有に対処するための金融安定理事会（FSB）の作業が支持された。また、NBFIs のレバレッジによるシステム的なリスクに対処するための FSB の勧告を承認し、法域による実施が奨励された。
- ・ クロスボーダー送金に関しては、G20 ロードマップの効果的な実施へのコミットメントが再確認された。また、暗号資産及びステーブルコインに関して、ハイレベル勧告の実施に関する今後の FSB によるテーマ別ピア・レビューが留意された。さらに、金融活動作業部会（FATF）における、クロスボーダー送金の透明性向上や、暗号資産を用いた不正資金を軽減しつつ暗号資産セクターのイノベーションを促進するための取組の重要性が強調された。
- ・ サステナブル・ファイナンスに関しては、実践的な指針及びツールの策定による自然災害の保険プロテクションギャップに対処する、各国の事情に合わせた解決策を促進することが言及された。

○ また、本会合のマージンにおいて、南アフリカ議長国・保険監督者国際機構（IAIS）・世界銀行の共催により、自然災害に係る保険プロテクションギャップへの対処に関するサイドイベントが開催された。

- ・ 世界的に自然災害の頻度と規模が増大する中、保険プロテクションギャップへの対応は一層重要性を増している。このような中、南アフリカ議長国が、IAIS や世界銀行とともに、本イベントを開催したことは、時宜を得た取組であると評価している。
- ・ 本イベントでは、世界銀行のバンガ総裁及び FSB 議長のベイリー英中央銀行総裁とともに、加藤勝信財務・金融担当大臣が基調講演を行い、国際機関や当局、保険業界に対する日本の期待を述べたほか、自然災害対応に係る日本の取組を紹介した。また、IAIS 執行委議長を務める有泉金融国際審議官（2025 年 7 月 18 日当時）などによるパネルディスカッションが行われた。
- ・ IAIS 及び世界銀行は、政策立案者や監督当局者が参照し得る、実践的なガイダンス・ツールを提供する取組を継続予定である。

- 次回の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議は、2025 年 10 月にワシントン D. C. で開催される。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

(以 上)